

研究倫理相談員に関する申し合わせ

1. 目的

この申し合わせは、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学研究倫理委員会規程（以下「規程」という。）第7条に基づき、研究倫理相談員（以下「相談員」という。）が、「研究に関して、不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等」（研究倫理規程 第14条第3項）に対応するための必要な事項を定める。

2. 苦情・相談等の受付

(1) 苦情、相談等の受付は、面談のほか、手紙、電子メール、電話、FAXなどいずれの方法でも受け付ける。

(2) 相談員は、相談に際して必要がある場合は相談者に助言することができる。

3. 苦情・相談等の記録

相談員は、苦情、相談等の内容を別紙記録票に記録して保管する。手紙、電子メール等記録された文書等は、記録票に添付するなどして適切に保管するものとする。

4. 委員長への報告

(1) 相談員は、苦情・相談等の内容について、相談者の了解を得て、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学研究倫理委員会委員長（以下「委員長」という。）へ報告するものとする。ただし、相談等の内容が、著しく研究倫理規程に反するものと認められる場合は、了解を得ずして報告することができる。

(2) 報告は、直接、委員長に行うものとする。ただし、委員長が前号の苦情・相談等の利害関係者である場合は、研究倫理委員会副委員長に報告することができる。

5. 問題の解決

委員長は、苦情・相談等の問題解決のため、相談等を受け付けた相談員以外の相談員に協力を求めることができる。ただし、必要な対応策（指導、助言、学長への報告等）については研究倫理委員会の責任で決定する。

6. プライバシーの保護

相談員は、個人のプライバシー保護に特に留意し、苦情、相談等を受けた過程で知り得た事実を漏らしてはならない。

7. 事務

この申し合わせに関する事務は、教務課が所管する。

8. 改 廃

この申合せの改廃は、役職者会議及び教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この申合せは、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。